



平成 27 年 5 月 29 日

【照会先】

栃木労働局雇用均等室

室 長 野村 ひとみ

地方短時間労働指導官 大友 直之

(電話) 028-633-2795

(FAX) 028-637-5998

報道関係者 各位

男女雇用機会均等月間におけるハラスメント対策セミナーの実施について
—職場のマタハラでつらい思い、していませんか?—

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等取扱いについて労使を始め社会一般の認識と理解を深める活動を行っており、今年度は第30回目の月間を実施します(別添1)。

さて、最高裁判所においては、平成26年10月23日、妊娠中の軽易業務への転換を契機とした降格、平成27年2月26日、セクハラを理由とした懲戒処分に係る懲戒権について判示しているところです。

また、厚生労働省は、本年1月、最高裁判所の判決を受け、マタハラについて通達の見直しを行い、妊娠・出産・育休等を「契機」とした解雇・雇止め等の不利益取扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づき、原則違法としたところです。

このため、栃木労働局(局長 堀江 雅和)では、本月間に当たり、職場におけるマタハラについて、集中的に広報活動を実施するとともに、前述2つの最高裁判所判決の解説、マタハラ、セクハラ、パワハラを防止するための雇用管理上の留意点の説明などについて、6月30日に「ハラスメント対策セミナー」を開催します。

【ハラスメント対策セミナーの概要】

- 1 開催日時 平成27年6月30日(火) 14:00~16:25
- 2 開催場所 総合コミュニティセンター・男女共同参画推進センター
大集会室A・B(栃木県宇都宮市明保野町7-1)
- 3 内 容 講演 「マタハラ・セクハラに係る最高裁判所判決」
弁護士 大木 一俊 氏
説明 ①「マタハラ・セクハラに係る雇用管理上の留意点」
②「パワハラに係る雇用管理上の留意点」 等
- 4 対象者 事業主、人事労務担当者、労働者等 120人
- 5 主催 栃木労働局(マタハラ・セクハラ…雇用均等室、パワハラ…企画室)